

○放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件（平成二十六年総務省告示第百四十九号）の一部を改正する告示案

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 総務大臣の確認の対象となる設備</p> <p>放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 86 条の 2 第 1 項に規定する基幹放送設備等整備計画及び第 101 条の 2 第 1 項に規定する基幹放送局設備整備計画に関して、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 108 条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認の対象となる設備は、次に掲げる全ての要件を満たす設備であって、別表第 1 に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 設備の整備が、次のいずれかの場合に該当し、かつ、当該設備の整備が一体的に行われるものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 54 号）第<u>7</u>条第 1 項の規定に基</p>	<p>一 総務大臣の確認の対象となる設備</p> <p>放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 86 条の 2 第 1 項に規定する基幹放送設備等整備計画及び第 101 条の 2 第 1 項に規定する基幹放送局設備整備計画に関して、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 108 条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認の対象となる設備は、次に掲げる全ての要件を満たす設備であって、別表第 1 に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 設備の整備が、次のいずれかの場合に該当し、かつ、当該設備の整備が一体的に行われるものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 54 号）第<u>6</u>条第 1 項の規定に基</p>

づき指定された土砂災害警戒区域又は同法第9条第1項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域

[削る]

イ 大規模自然災害被害懸念地域内に立地している既存の中波放送を行う基幹放送局の送信設備について、当該設備が機能しなくなった場合に備え、当該設備と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に、当該設備の補完として新たに超短波放送を行う基幹放送局の設備を整備する場合

(3) (略)

(4) 平成31年度までに全ての整備が終了する計画となっているものであること。

別表第1

対象設備
(略)
上記の他、一(2) <u>ア又はイ</u> の設備を整備するために必要な附帯設備

づき指定された土砂災害警戒区域又は同法第8条第1項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内にあり、土砂災害による被害が想定されている地域

イ 大規模自然災害被害懸念地域内に立地している基幹放送局の送信設備について、当該設備が自然災害の影響を容易に受けな
いようにするため、当該設備の設置場所と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に当該設備に代えて新たに設備を整備する場合

ウ 大規模自然災害被害懸念地域内に立地している既存の中波放送を行う基幹放送局の送信設備について、当該設備が機能しなくなった場合に備え、当該設備と比べて自然災害の影響を受けにくいと認められる場所に、当該設備の補完として新たに超短波放送を行う基幹放送局の設備を整備する場合

(3) (略)

(4) 平成30年度までに全ての整備が終了する計画となっているものであること。

別表第1

対象設備
(略)
上記の他、一(2) <u>ア～ウ</u> の設備を整備するために必要な附帯設備

別表第2 確認申請書類の様式

1 確認申請書

(略)

注1 一(2)イに規定する、確認の対象となる既設基幹放送局の補完設備を整備する計画である場合において、2以上の補完局所を整備するときは、1の補完局所ごとに枝番を付し1行ずつ記載すること。

注2・注3 (略)

2 (略)

3 申請書別紙2 基幹放送局の整備の詳細

(略)

<別紙2に関する注記>

1～5 (略)

6 8の欄は、整備計画における措置の区分を一(2)の ア又はイ の区分に応じ、次により記載すること。

「予備」：一(2)アに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ新たに予備の設備を整備する場合

[削る]

別表第2 確認申請書類の様式

1 確認申請書

(略)

注1 一(2)ウに規定する、確認の対象となる既設基幹放送局の補完設備を整備する計画である場合において、2以上の補完局所を整備するときは、1の補完局所ごとに枝番を付し1行ずつ記載すること。

注2・注3 (略)

2 (略)

3 申請書別紙2 基幹放送局の整備の詳細

(略)

<別紙2に関する注記>

1～5 (略)

6 8の欄は、整備計画における措置の区分を一(2)の アからウまでの区分に応じ、次により記載すること。

「予備」：一(2)アに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ新たに予備の設備を整備する場合

「移転」：一(2)イに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ既存送信設備に代えて新たに設備を整備する場合

<p>「補完」：一(2)イに規定する中波放送の補完として新たに超短波放送の設備を整備する場合</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 本紙は総務大臣の確認対象となる基幹放送局ごとに作成すること。ただし、一(2)イに規定する補完設備を整備する場合において、2以上の補完局所を整備するときは、1の補完局所ごとに作成すること。</p>	<p>「補完」：一(2)ウに規定する中波放送の補完として新たに超短波放送の設備を整備する場合</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 本紙は総務大臣の確認対象となる基幹放送局ごとに作成すること。ただし、一(2)ウに規定する補完設備を整備する場合において、2以上の補完局所を整備するときは、1の補完局所ごとに作成すること。</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	